

令和4年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

---

議事日程

令和4年3月2日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長 羽 根 洸 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

---

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、5番 伊澤伸一君、6番 黒木 一君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、一昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

8番、丸山千代子君の質問を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） おはようございます。

通告順に質問をしてみたいです。

気候危機を打開する温暖化対策についてであります。

気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっております。世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、干ばつや海面上昇など大問題となっております。COP26では、世界の気温上昇を産業革命前に比べて1.5度に抑える努力を追求することで合意しております。

国連は、1.5度の目標達成には、2030年度までに大気中への二酸化炭素排出を2010年度比で45%削減し、2050年度までに実質ゼロを達成できないと世界の気温上昇を抑えることができないことを表明しました。政府もやっと2020年に、2050年カーボンゼロを掲げましたが、2030年度までの削減目標が低過ぎると言われております。国連が示した2030年までに、2010年度比45%減という世界平均よりも低いものであります。また、この期に及んで、石炭火力に固執をし、新增設と輸出を進めていることでもあります。脱炭素を口実に原発政策を加速化しているなど、問題が山積しております。今必要なことは、省エネと再生エネルギーの普及ではないでしょうか。

2月24日、幸田町ゼロカーボンシティの宣言を表明いたしました。幸田町として、気候危機打開に向けた温暖化対策、また目標達成のために具体化を示し、どのような取組を行うのか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町では、環境基本計画のほうの2次計画ということで、次年度策定のほうを予定しているわけでございます。その中で、実施計画のほうも同時に作っていくということではありますが、本町の基本計画につきましては、幸田町環境基本条例に基づき、平成15年3月に計画期間を20年とした第1次の幸田町環境基本計画のほうを策定しております。これが、令和4年度には目標年度を迎えることから、令和4年度中に、先ほど申しましたように2次の環境基本計画のほうを策定することとし

ております。

この環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画で、計画期間につきましては10年間とする予定で、ただいま準備中でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町のゼロカーボンシティ宣言でありますけれども、これは幸田町においても、未来を生きる次の世代に自然豊かで美しい幸田町を引き継いでいくために、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする幸田町ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を着実に進めていくことを表明しますとしております。そういう中で、今度の環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を来年度策定をするというものでありますけれども、じゃあ、この環境基本計画であります、1次においては、目標は達成したのかどうか、まずそのことについても伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 1次計画につきましては、平成14年度に策定して、平成15年度から4年度までの20年間としていたわけでございます。その中で、中間年度の平成24年度に見直しのほうを行っております。

この計画では、望ましい環境像を5つ定めていたわけですが、その中の一つとして、低炭素型社会を実現し、地球温暖化を防止する町の実現を目指しています。さらに、その取組の柱が2本あり、省エネ活動に取り組む、そして再生エネルギーを普及させるの2本であります。1次では、具体的な二酸化炭素の削減目標は基本的には掲げていなかったということでもありますので、ぜひ2次のほうには具体的に掲げていくというふうに考えております。

この2次計画につきましては、第1次環境基本計画の結果を踏まえ、結果のほうは、具体的なものがなされていなかったわけでもありますので、その辺を考慮いたしまして、1次の考え方を基本線としながら、環境の保全と創造に努め、豊かな自然と緑の田園風景を町の大きな特徴とする将来都市像、躍動と創造の緑住文化都市を環境面から実現し、健全な地域環境や地球環境を将来の世代に引き継ぐためには、基本的かつ将来的な環境づくりのビジョンに基づき、町の各部署が協力し、総合的・計画的に環境施策を展開していくことが必要というふうに現在考えているところであります。

近年、世界中で重要視されている持続可能な開発目標、SDGsの達成に向け、幸田町においても幅広く施策を展開していきたいというふうに考えております。また、2050年、二酸化炭素実質排出ゼロを目指す旨を記載し、国内外で関心が高まっている気候変動対策に関する施策を重点的に、1次の反省を踏まえ、推進していきたいということでもあります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 日本でも経験をしたことのない豪雨や防風、猛暑、極めて深刻であります。2019年の台風19号、これは千曲川でも大決壊をして、幸田町からも職員を派遣をするなど支援をしているところであります。このように日本各地でいろいろな大災害が起きているところであります。そうしたところで、この環境基本計画の策定、

それから地球温暖化対策は本当に避けて通れない問題となっているものであります。

2050年までには28年間あるわけでございますが、この28年間の中でどのように脱炭素、このようにゼロカーボンを行っていくのか。これが大事でありまして、これを数値化をしていく大変な取組だというふうに思うわけでありましてけれども、実際にこれをどのように目標としてやっていくのか。言葉で言うのは易しいわけでございますけれども、実際にこの数値目標を掲げてやっていく、そのための取組というのをどのようにしていくのか、併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今現在、次年度に向けて準備のほうはしているわけですが、そちらのほうで具体的な数値等々、情報収集に努めているわけです。次年度に向けて、そちらのほうは今現在検討しておりまして、次年度は委託料のほうもついておりますが、策定に向けて専門家とも協議しながら、数値のほうは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） その数値でありますけれども、幸田町には企業もたくさんあるわけでございます。そうした幸田町の地域全体としてのその取組が必要かというふうに思いますので、その辺のところも後の質問にもありますけれども、重ねてお尋ねしたいと思うわけでありまして、まずエネルギー消費、これを減らす省エネルギー、CO<sub>2</sub>排出を減らす上で決定的であります。エネルギー基本計画は、再生エネルギーを主力電源と位置づけ、さらに拡大する方針を盛り込んでおります。再生可能エネルギーの取組の拡大について進める考えを伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 再生エネルギーの取組の拡大についてというお尋ねでございます。

温室効果ガスの排出を、2030年度は46%削減、さらに50%の高みを目指して挑戦を続け、2050年にカーボンニュートラルを目指していくという国の削減目標の実現に向け、国や県の環境基本計画では、再生エネルギーの最大限の導入ということがうたわれております。地球温暖化対策を推進する上で特に重要な施策と位置づけられております。

また、議員御承知のとおり、国のエネルギー基本計画でも、再生可能エネルギーにつきましては、主力電源として最優先、最大限の導入に取り組むことが示されております。したがって、本町といたしましても、国や県の計画に基づき重点的に再生可能エネルギーの導入の取組を拡大すべきと考えております。また、議員のおっしゃる再生可能エネルギーとして、太陽光発電で地域経済を循環させたり、小規模ソーラーを設置したり、あらゆる場所に太陽光発電設備を設置することで、再生可能エネルギーの導入を増やしていくことが二酸化炭素を減らし、温暖化対策につながっていくものというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 再生可能エネルギーの取組の拡大については、太陽光発電が一番

効果的だということが進めるということでもありますけれども、環境基本計画の1次計画におきましては、こうした自然エネルギー、再生可能エネルギーを普及させるということで取組も進めておられました。そういう中で、太陽光発電設置につきましては補助金も出し、そして設置を促進してきたわけですが、徐々にこの補助金を削減をし、そして、今は太陽光発電設置につきましては補助金はなしということで、それに代わるものとして蓄電池あるいは新エネルギーへの導入への補助金と、そういうものに転換をされてまいりましたけれども、今回の計画の中では、さらに太陽光発電がより効果的だということが位置づけられたわけでありまして、そうした取組を進めるためには、具体的な地球温暖化対策として例に挙げますと、住宅用太陽光発電設置の初期費用をゼロにする0円ソーラーの導入、次に中小企業向けの環境保全省エネルギー設備資金融資制度の利子への金額補助、また脱炭素と結びついた農業振興や農地でのソーラーシェアリング、耕作放棄地での太陽光発電への促進、こういうことが例として挙げられるかというふうに思うわけでありまして、じゃあ、具体的に太陽光発電の拡大をしていく、この取組というのはどのようなものを今考えられているのか。そして、また住宅用の太陽光発電に対しての補助なども復活をして考えていく、そういう取組がなされるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 具体的な地球温暖化対策の例を挙げていただいたわけですが、参考にさせていただきたいと思っております。

先ほど令和4年度に環境基本計画を策定すると言ったわけですが、先ほども言いましたが、併せて実行計画のほうも策定していきます。この計画は、国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の促進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成について、そういったところで定めてまいります。

議員の御提案にもありましたように、まず0円ソーラーにつきましては、本町においては、現在、太陽光発電設備単体設置に対する補助は行っていないわけですが、蓄電池などと一体的に設置する場合には太陽光発電設備分も補助を行っております。補助でございますので、当然自己負担はあるということでございます。そこで、最近では、初期費用をかけない、かけたくない人向けに提供されるようになったのが、御承知の0円ソーラーと言われるもので、自宅の屋根を0円ソーラーを提供している会社に貸すといった仕組みのものであります。この辺もまだ認知が行き届いていない状況でございますので、仕組みなどについては周知のほうをしていきたいというふうに考えております。

次に、中小企業向けの環境保全省エネルギー設備資金融資制度の利子への全額補助についてでございますが、県内でいきますと名古屋市がこの設備資金を長期かつ低金利で融資したり、その利子補給も行ったりしております。まだまだ実施している市町村は少ないわけですが、国や県にもエネルギー設備等導入に係る融資制度や利子補給制

度もあります。まずは、そういったところの情報収集のほうに努めてまいりたいと思っております。

それと次に、農地と結びついた農業振興、農地でのソーラーシェアリングという形でございますが、耕作放棄地での太陽光発電の促進という関係でございますが、農地におけるソーラーシェアリングの実施や耕作放棄地での太陽光発電施設の設置など、脱炭素と結びついた農業振興の促進についてという御提案ということでございます。

農林水産省通知では、現在、営農型ソーラーシェアリングの導入促進のみならず、農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入促進に関して、荒廃農地における再生可能エネルギー設備の設置の積極的な促進が図られるよう努めるものとするというふうにされており、農地を活用した再生可能エネルギー設備の設置については、農業者にとって近年少し取り組みやすくなってきている状況ではあります。しかしながら、当然、農地法や農振法の適用は受けることとなります。したがって本町におきましても、このような基本的考え方に基づき、今後、町内の農地にて再生可能エネルギー設備に関する様々な取組が促進されますよう、様々な情報等をキャッチしながら農業者の相談や要望にも対応し、脱炭素に結びつくような農業振興策のほうも実施していくように考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 先ほどの農業振興と結びついた自然エネルギーの促進でございますけれども、今現在、幸田町では土地改良区におきまして、ため池等での太陽光発電の設置とか、いろいろ努力されているということは評価をしたいというふうに思うわけがあります。やはり、農業振興を進めながらの太陽光発電の促進というのはなかなか難しいかというふうに思うわけでありまして、こうした利用できるものは利用しながら、そして、ゼロカーボンシティ宣言の内容に基づくものに近づけていくということが大事ではないかというふうに思います。

次に伺うのは、幸田町は自動車産業が中心を占めている町であります。脱炭素化で、雇用や下請企業などに与える影響についてどのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 脱炭素化で雇用ですとか下請企業に与える影響ということでございます。

2050年のカーボンニュートラルに向けて、自動車産業において全ての車が仮にEVに、電気自動車のほうになると、日本全国でおよそ100万人の雇用が失われるというふうな報道がされております。本町商工会員としての現在の事業所数は693社であり、うち製造業が80社、そのうち7、8割、50から60が自動車関連の企業というふうに商工会のほうから伺っております。

幸田町においても、自動車関連の中小企業がこのように多くあることから、今後の電気自動車の普及に伴い、特にエンジン部品の下請企業などは、受注部品の抜本的な変更や調達、納入先の大幅な変更が生じることなどが考えられます。それに伴い、生産ラインや雇用体制の見直し等も求められます。こういったことから、愛知県そして本町を含

む西三河地域といたしましては、下請企業や雇用等の様々な影響が及ぶことをまずは想定しておかなければならないというふうには考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 脱炭素化で、幸田町の産業構造も大きく変化をするということが分かってまいりました。そういう中で、やはり、そうしたことも念頭に置きながらの環境基本計画というものも作らなければならないかというふうに思うわけでありまして。十分産業と調和しながらの取組を進めていただきたいというふうに思います。

次に、2030年度までに全ての町の施設に再生可能エネルギー電力の100%導入、これを目指す考えについて伺いたいと思います。

現在、幸田町では、学校や保健センター、保育園等に太陽光発電を設置をしているわけでございますけれども、これは初期の段階での設置でありまして、今の取組と大きくかけ離れてきているわけでありまして。そういう中で、この太陽光発電の設置が10キロ、これを超えてはいないわけでありまして、やはり、これからはそうした町の施設に太陽光発電等の再生可能エネルギー電力、この100%導入を目指す考えについて伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 日本が国として脱炭素化社会を目指していく以上、当然、町の施設全てに再生可能エネルギー電力の100%導入は目指さなければならないというふうに考えております。ある自治体では、公的施設が提携する高圧受電契約を全て二酸化炭素削減の取組を反映させた事業者とする方針を打ち出したところもあるというふうに聞いております。よって、直近の目標年度の2030年度までに温室効果ガスの大幅な削減が求められている中、町の施設に対しても既存の技術を積極的に取り入れ、また可能な限り再生可能エネルギーの普及導入を施設所管部署へ訴えてまいりたいと考えております。

また、私どもの部署だけが脱炭素、脱炭素と言っておりますけれども、達成は難しいわけでありまして。ゼロカーボンシティ宣言の下、町の施策として職員全員が高い意識を持ち取り組んでいくことが必要不可欠というふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 2050年までにはゼロになるようにということでやるわけですが、2030年度までに行おうとするならば、これは計画的にやっていかなければ100%導入とはいかないわけでありまして。言葉で言うのは易しいわけでありましてけれども、実際にどのようにしていくのかということが、やはり、これからの課題ではなかろうかと思っております。そうした点におきまして、今度の環境基本計画、温暖化対策の中には十分盛り込まれると思っておりますけれども、実際にどのようにやっていく考えがおありなのか、分かっている範囲内でお答えいただけたらと思っております。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員がおっしゃるとおり、実行計画のほうを作っていくわけですが、こういったときに各課のそういった意識がされないとなかなか進まないということでもありますので、全庁的にそういった各部署から、施設を持っているような部署

の職員等も集めまして、練っていききたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 2050年度までに自然エネルギー100%、この自給の考えについて伺うわけでございます。

川崎市では、2050年までに自給100%可能という報告書をまとめられております。これは自然エネルギー研究センター、ここに研究の委託をして、そしてまとめられたわけでありまして。そういう報告書の中では、太陽光発電で9割を賄う、あとは、それ以外で自然エネルギーの100%は可能だよというのが出ているわけでございますけれども、実際に幸田町で自然エネルギーの自給ですね、これが可能なのかという、そういう点につきましては担当としてどのように考えられているのか伺いたいと思うわけでありまして。先ほど言いましたように、太陽光発電、これが川崎市の事例では9割で電力が賄えるよということでありまして、例えば住宅用の太陽光発電の促進、あるいは公的施設での設置、いろいろなところで太陽光発電を促進していかなければ9割は可能とならないわけでございますが、そうした点で、促進するためには補助金とか、やっぱり高額でありますので補助金で対応するとか、そういうこともこれからまた再度復活をさせていくこともしていかなければ、なかなか2050年までには取り組めないというふうに思うわけでありまして。

先ほど言いました0円ソーラー、この0円ソーラーは新築に限るようなことを言われております。そういう中で、既存の住宅では通常の太陽光発電ということになるかというふうに思いますので、その辺のところをやはりいろいろと研究しながらやっていく必要があるかというふうに思うわけでありまして、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 2020年の日本国内の自然エネルギー自給率のほうは20.8%でありまして、このときの数値は前年度から2.3%ほど増加したということでございます。若干増えたとはいえ、まだまだということでございます。

また、エネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなど、化石燃料と原発で8割近くを占めている状況ということでありまして。そして、そのほとんどが海外に依存しているため、エネルギーの安定供給のためにも太陽光などの自然エネルギー、つまり再生可能エネルギーを増やしていくことは必須であると認識しております。こういったことから、2050年までに自然エネルギー100%自給は目指すべき、目指さざるを得ないというふうに思っているところであります。

温暖化対策は、イコール、エネルギー対策、また産業革命でもあると言われております。そして、世界規模のエネルギー転換が求められている状況下でもありますので、まずは、なぜ脱炭素社会を目指していくのか、なぜ自然エネルギー100%自給が必要なのかなど、分かりやすく職員、町内、町民にも知らせていくことがまずは重要であります。そういったことを踏まえまして、議員がおっしゃるとおり、次年度の実行計画に向けては様々なところを研究して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ほかの自治体では、地域やあるいは住民主体の市民電力、これを



取り組んでいるところも結構あるわけでございます。そうした点で、自治体が出資をして、そして地域で電力を賄う、こうした取組も必要かというふうに思うわけでありませうけれども、町として、そうした取組も実際に考えの中に入れて取り組んでいくおつもりがあるか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員が言われるのは、多分省電力発電のことではないのかなというふうに思っておりますが、全てそういったいろいろな情報を集めて、実行計画のほうを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 地球温暖化対策は本当に待ったなしであります。いろいろな気候変動が、世界各地あるいは日本各地で起きている状況の中で待ったなしであります。この環境基本計画、実行計画が本当に2050年までに目標を達成できるように、ぜひ効果的な取組を進めていただきたいというふうにお問い合わせをし、そして、次の質問にまいります。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発構想の見直しについてであります。12月議会に引き続き、長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発構想の見直しについてであります。

2月8日に開かれた福祉産業建設委員会に全体構想の概算工事費が示されました。造成工事費関係で11億3,803万8,000円、道路関係で4億972万円で、福祉医療ゾーンで15億4,775万8,000円であります。坂崎長嶺2号線拡幅、交差点整備などの道路整備計画では、12億9,100万円であります。合わせると、この福祉医療ゾーン開発構想の全体事業費、総事業費は28億3,875万8,000円にのぼるもので、また令和4年度に計画しているボーリング調査の結果によっては、どうなるかも分からない状況であることが明らかにされました。この場所で計画を進めるにしても、土地利用は大幅に縮小し、こうした健幸ヒルズ構想も計画倒れとなるものであります。約28億4,000万円の財政計画すら示せないまま開発を進めるのは到底納得できるものではありません。開発場所の変更や過大な財政負担とならないよう、計画を見直す考えについて伺います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本計画のまず場所についてお答えをいたします。

介護老人保健施設は、藤田医科大学岡崎医療センターとの連携に適したこの長嶺北部地区が最適であると考えております。令和元年8月2日に藤田医科大学と本町の間で結ばれました連携と協力に関する協定書では、藤田医科大学と幸田町は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる総合的なケアシステムの確立を共有するビジョンとし、その実現に向けて、地域課題に対し相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を行うことにより、住まい、医療、介護、予防及び生活支援が一体的に提供される人生の最後まで地域で自分らしく暮らせる社会の構築を図るとありまして、岡崎医療センターとの連携に地理的な利点のある長嶺北部地区で介護老人保健施設の誘致を中心とした医療ゾーンの位置づけがなされております。

対して障害者支援施設については、長嶺北部地区以外のエリアでも町内に誘致さえて

できれば、幸田町の障害者支援施策の推進の大きな一歩になると考えております。しかし、この当地での障害者支援施設建設が地元で理解を得ている、これは大変大きなメリットと考えております。

なお、協議会でお示ししました全体事業計画、幸田町にとってかなり大きな事業となっております。こちらのほうの財政的な検討のほうはまだ不十分であります。それを踏まえまして、令和4年度、基礎調査的な予算をお願いをしております。これをもって、様々な情報を加え、令和4年度中に計画のほうの精度を高めていきたい、このように考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 令和4年度に基礎調査を行って、考えていくということでございますが、この基礎調査をやった結果、過大な財政負担、こうなってもこの場所でやっていくのかということでもありますけれども、その点についてはどうでしょうか。私は、長嶺北部地区の福祉医療ゾーンに、地区内のあの場所はとてもいい場所だと思うわけでもありますけれども、しかしながら、造成計画そして道路整備計画を見ますと、そして、またあの場所が面積的にも縮小されると。こういうふうになりますと、それはやはり見直さざるを得ないのではないかなというふうに思うわけでもあります。将来的にも大きな禍根を残すものであります。その点についてどのように、たとえどれだけかかろうともあの場所でやっぱりやっていくのが最適と考えるのかどうなのか。その点について、どのような考えを持って基礎調査を行われるのかを伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本事業につきましては、実は時間的な期限、これが幾つかございます。私が最も意識しておりましたのは、令和4年7月までに介護老人保健施設の事業者を決定しなければならないというものであります。様々な調査・検討を行い、ここまで参りましたが、この数値等を眺めて、議員がおっしゃるとおり、一旦立ち止まろうと思います。少し時間軸の考え方を広く取らなければ、とても具体化できません。それを考えますと、現段階では、私は先ほども申しましたが、長嶺北部地区の構想、ここが最適と考えております。ここでの事業費の精査、整備方法の検討、また先ほど申しました時間的な考え方を広く取る、こういった要素を加えまして検討を進めてまいらるべきと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この事業を進める上で、長嶺の福祉医療ゾーン構想、そのときは医療はなかったと思うわけでございますけれども、そのときの令和元年の10月10日、事業団との協議がなされております。この事業団は何と言っているかということ、山の造成は多額の費用がかかる、田畑の土地は安価に済むと言っているのに対して、町は、造成費用がかかったとしてもやむを得ないと言っているわけでもあります。だから、もうこのときから、議会は何も分からないわけですよ、報告も何もないわけですから。もう令和元年の10月10日にはこのような協議まで進められているわけでもあります。ですから、この場所に本当に固執するのかということでもあります。造成費用は幾らかかってもよいと、やむを得ないと、こういう町の態度で進められたとしたら、それは、その上に

計画が立つわけでありますので、もうここしかないような感じでやられているということが問題ではないかと思うわけでありますが、それはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本地区に係る町の実施計画、こちらのほうは、実は、昨年、議員に公表させていただきましたのは3億5,000万であります。今回協議会で報告させていただきました数字と大きくかけ離れております。このような状況を踏まえますと、造成費用は幾らかかってもよい、このようには決して考えておりません。やはり、町の体力を考えていろいろな施策は展開していくべきでありまして、そういった感覚はもちろん持っております。ですので、繰り返しますが、私はこの地が最適と考えております。考えておりますが、12月の一般質問でも町長が答弁されましたように、計画はこれ1本ではないんだよ、この感覚も合わせて持っておりますことを報告させていただきます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 令和2年の3月18日の協議の中では、土地利用構想を計画をして、議会や地区評議員には福祉ゾーンとして情報開示していると。こういうふうに町のほうは協議の中でおっしゃっているわけですが、令和2年の3月時点では議会への報告というのはなかったわけですね。初めてあったのは昨年です。令和3年です。ですので、事業団やほかのところとの協議の中ではどんどん進めながら、もうこの場所ありきで進められているということが、協議の内容から、話合いの内容から明らかじゃないですか。ですので、その辺のところでは議会軽視というものが見受けられるわけでありまして。もっと最初から、やっぱりそういうような構想の中から、そして、また場所の選定をする中においては、地質調査、土地測量、いろいろなところの調査をしながらやっていくのが本来だと私は思うわけでありまして。それがなままに計画だけが先走りをしたから、このような結果になってくるわけでありまして、そうした点において、この計画倒れにならないようにするためには、やはり、もう少し見直しを進めていただきたい。そのようなことで進められるということですので、次に進みたいと思います。

愛厚藤川の里と12月23日に幸田町移転に関する協定というのを締結されましたが、この協定書の中、補助金は1,000万円以上の交付をするものとなっております。また土地は、事業団の施設が敷地内に存続する限り無償貸与であります。福祉施設などの施設整備に対する補助金など、支援制度についての基本的な考え方、また、これまでのほかの施設との対応の相違点について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 議員が御指摘のとおり、障害者支援施設並びに介護老人施設の本町への施設整備に当たりまして、先ほども申しましたタイミング的な問題がございまして、少し言葉が適切ではないかもしれませんが、事務局にも焦りがあったのかもしれませんが。こういった点を反省して、今後は議会への報告も随時心がけてまいりたいと思います。

なお、施設整備に当たる補助の関係であります。現在考えております愛知県厚生事

業団障害者福祉施設につきましては、造成に当たって幸田町が造成をし、事業団へ無償で貸与しますよと。それから、施設の整備に対し1,000万円以上、1,000万円を想定しておりますが、この補助金を事業団へ交付というふうに進めております。この内容は、過去の施設整備、例えば特別養護老人ホーム、この整備と比較しますと、かなり違うものがございます。特別養護老人ホームのほうは、施設整備に当たりまして補助金を交付しておりますが、その代替えというのも変ですけども、用地については10年後に買戻しをしていただいたというような事例がございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 愛知県の厚生事業団との協議内容を見ますと、最初のときには1,000万円というふうに担当のほうで答弁をしております。令和2年の3月ですかね、1,000万円というふうな答弁をしているにもかかわらず、この後、令和3年には今度は1,000万円以上とやっているわけでありますよね。ですから、どんどんどんどん幸田町の側が事業団に対して有利な計らいを進めていることが協議内容から伺われるわけであります。先ほど事業調整監は1,000万円を想定していると言われましたけれども、協定書の中身は1,000万円以上の交付をする、こういうふうになっているわけですね。限度じゃないですよ。碧南市と小牧市は、補助金は1,000万円を上限とすると、このようになっているわけであります。ですので、そういうことから考えると、これは無限大であります。幾らになるか分かりませんが、例えば事業団がちょっと足りなかったからもう少し出してくれませんかと言うと、これはしょうがないなと出して出す、こういうふうなニュアンスが含まれている協定書じゃないかなと想定するわけでありますけれども、その辺のところを、福祉施設、この施設整備に対する補助金、支援制度ですね、こうした基本的な考え方はやはりきちんと定めていかないと、相手によってどんどんどんどん変化する、このようになったらほかとの調整がつかないわけであります。ですから、この辺についてのきちんとした対応というのは、従来どおりの対応にするのか、それともこれから線引きをしながらどのように進めていくかという、その辺の基本的な考え方をやっぱり定める必要があるのではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根淵闘志君） この協定書にあります1,000万円以上と表記しました補助金の意味合いを少し説明させていただきます。

愛知県厚生事業団としては、愛知県民間社会福祉施設運営費補助金による整備に係る費用の借入償還金に対する補助を受けたいと考えておみえでした。そのための条件であります。要綱の施設整備借入金償還費の範囲の中に、市町村等の機関から受ける補助金を主な財源として整備を行う費用という項目がございます。この項目をクリアするために、幸田町から1,000万円以上の補助金を必要としているということでございました。手前どもとしましては、1,000万円を想定しております。この1,000万円です。県の条件を満たすかどうかは、今後、事業団と愛知県が調整する予定となっております。1,000万円の補助金の支給に当たっては、議会の承認を前提としております。手前どもは、1,000万円です。愛知県と愛知県厚生事業団の調整がなされる、このよう

に考えている次第でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 事業団がこうした施設整備をするときのいろいろな条件というのは、それは事業団の都合があるわけです。けれども、幸田町が福祉施設などの施設整備に対しての支援制度、これというのは、やはり基本的な考え方を示していかないとまずいんじゃないかなと思います。施設によっては対応がまちまちだというふうになってくるわけでありますので、その辺は、やはりこれはきちんと基本的な考え方を、要綱あるいは規則、いろいろなそうした考え方を示すのがあるわけですので、その辺のところきちんとした今後の対応についての制定といいますか、そういう考えというのはあるかないかお尋ねしたいと思います。それと、これはそうしたものを定めるに当たっては、やっぱり議会ときちんと調整をしていく、そして公開していく、提示をしていく、そういう考えがないと、これはとても理解できないというふうに思うわけでありますので、その辺についての考えについて伺いたいと思います。

次に、施設完成後の町の負担額についてお伺いしたいと思います。

今回、介護老人保健施設そして障害者施設、この2つが来るとした場合、これが年間どれぐらいの負担額が町として、運営費、いろいろあるかというふうに思いますけれども、そうしたものがかかってくるのか。やはり、こうした施設が来ることによって、これは介護保険料にも反映するわけですよね。施設整備をすると、これはそうした3年間の間の運営費、いろいろなもろもろがかかってくるわけであります。それが分母になって、そして、これが介護保険料にも反映をされてくるというような仕組みにもなっておりますので、そうした点におきまして、施設が増えれば増えるほど町の負担も増えていくという、こういうことにもなるわけでございますが、必要な施設であれば、これは誘致をする、あるいは整備をしていく、こういうことを否定するわけではございませんが、しかしながら、この2つの施設が来た場合、町の負担額というのはどのように増えていくのか。そうした試算的なものはしておいででしょうか、伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） まず障害者支援施設、愛知県厚生事業団の幸田町への施設整備に当たりましては、本町において障害者支援施策、こちらの大きな前進につながるということで、ここまで調整をしまりました。その過程の中で、整備に当たる町の補助に関する決まり、これがきちんと明文化されておられません。今後こういった部分につきましても、議会の理解を得ながら、決まりとして制定をしていくべき、このように考えております。

続きまして、施設完成後の町の負担額についてであります。まず愛知県厚生事業団につきまして、施設運営に対しては町からの負担はないということで、先方もそれから町のほうも双方で口頭ではありますが確認をしております。しかし、介護老人保健施設、こちらのほうにつきましてはそうではありません。現段階で藤田医科大学をコーディネーターとして医療法人の考え方を伺っているわけですが、ポイントとなりますのは、こうした健幸ヒルズに掲げた概念のうち、純粋に介護老人保健施設に該当しない部分、例えば公園とかですけれども、こういったものは整備費並びに運営費については、やはり施

策展開を希望する幸田町の負担がないと計画に盛り込めない、このような状況でございます。この部分につきましては、医療法人の事業計画等、様々なプランを徴取し、その内容を勘案しながら検討してまいりたいと思っております。具体的には、公募の段階ではこの部分については明示をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） まず、福祉医療ゾーン構想、これが実際にあの場所で計画をされてくると大きな財政負担。それから、また施設ができ上がった後にはかなりの年間の負担がかかってくるということが明らかになったわけでありますので、そうした点におきまして、あの場所での整備をどう進めるか。これは本当に見直しをし、そして過大な財政投資あるいは負担とならないその取組を求めて、終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時10分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、黒木 一君の質問を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告順に従って、質問させていただきます。

まず、職員の長期欠勤者の対応についてであります。

コロナ禍が長引く中で、人々の生活が様々な変化をしております。心労がかさんで不具合が生じていると思います。今までの正常な生活を取り戻すために、町民の皆さんも必死に頑張っておられます。特に若者は職場と家の往復、それから余暇の過ごし方の制限の中で毎日を過ごしております。そこで、今回町民の声を聞き質問をするのは、最近、町民の方々からの投書やメールで、若者の特に職員の方々の心的精神的ストレスを心配してみえる方々がたくさん見えます。その中で長期欠勤者をどう救うかというのが我々の課題となっております。そこで、私なりの考えを質問に変えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、町の職員で3か月以上の長期欠勤、特に心的原因で休まれている方のここ3年ぐらいの推移を御報告願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 長期欠勤者、3か月以上の療養を要すると診断された休職者の数でお答えをさせていただきますが、令和元年度が4人、2年度が5人、令和3年度が5人という状況でございます。本年度の5人につきまして、精神的な障害によって療養となっている者が5人のうち4人という状況でございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。その中で間違いなく心的要因で長期欠勤になっている方の数と、それと、それに及んだ、分かっている範囲でいいんですけども、

つかんでいる範囲でその要因となった原因ですね、それを簡単でいいですから教えていただけますか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本年度の5人で、5人中4人が精神的な要因ということで休職をしているという答弁を先ほどさせていただきました。その原因でございますけれども、休職者本人ですら、なぜ自分がこんなふうになっちゃうんだろうと、その原因が分からない場合もあるようでございます。また、職場も嫌ではないし仕事にも行きたいのに、役場に向かうとなぜか体調が悪くなってしまおうというような事例もございます。そんな中、職場における要因として考えられることといたしましては、業務の量や仕事の向き、不向き、人間関係的なことがあるのではないかとこのように考えるところでございます。そして、究極的には個人的な資質によるところも少なからずあると考えております。それにつきましては、採用した側の責任において、どう手を差し伸べていくかということが最大の課題であると認識をしているところでございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 分かりました。私の経験からいきますと、150人に1人ぐらいのペースでそういう方が見えるということを知っております。私の経験といいますと、要は、私の10年前ぐらいのそれは人数ですので、今はどう変わっているか分かりませんが、10年前ぐらいに総務担当をしておりました、実はそういう心的要因で長期欠勤した人を数人見てまいりました。1人で抱えるというのは大変なんですよ。そこで、これは私の体験から申しますと、絶対にその人を隔離するわけじゃないんですけども、1対1で責任を持って対応しなければ絶対に回復しないと。せっかく役場の職員として採用したわけですから、御家族の方々にも迷惑をかけてはいけませんし、また常に御家族の方と連絡を取り合って努力していただければと思います。その意味で、次の質問のメンタルになった人をどこで管理して面倒を見るのかという部署は決まっておりますでしょうか。教えてください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 休職者の担当部署ということでございますけれども、まず休職の前に病気休暇の期間がございますが、その際は所管課を通じて休暇承認が行われ、人事秘書課にも情報が共有されます。その後は、状況に応じて所管課又は人事秘書課にて病気休暇を取得した職員と連絡を取り、状況の確認などをいたします。また、当該職員が希望をすれば、月に1回行う産業医の健康相談へも案内をしております。病気休暇90日を越える療養期間を要する場合には、分限処分として休職辞令を発令することになります。その手続につきましては、人事秘書課にて行います。休職者は、休暇期間中もそれまでの部署に属しており、休職中の必要な手続の案内などは所管課又は人事秘書課から連絡を取り、双方が情報を共有して見守っていくという対応をしております。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 分かりました。僕が考えるには、そんな両方で対応するというのは中途半端じゃないかなと思います。要するに、本人もなかなか呼んだから出てきやすい、出てにくいという面もありますし、できれば、先ほど言いました僕の経験からいいま

すと、人事秘書課に一括で面倒を見てもらうというほうが適当じゃないかなと。産業医も月に1回か2回ぐらい多分見えるんじゃないかなと思います。産業医を利用するのも最適だと思っています。産業医を呼んで、本人も時間を決めて必ず面談をやってもらと。要するに、管理を一元化していただくということが本人にとってもいいのではないかなと。いろいろな方々がその子の相談に乗るのもあまりよくないことだと思います。本人が悩みを多くすると、どう動いたらいいか分からないということのほうになりがちですので、それは僕の希望として、ぜひ一元化で対応していただければと思います。そのほうが必ずよい結果が出てくると思います。それから、人事秘書課と申しましたけれども、相当な仕事量ができますので、できれば専属の誰かがやって、その子を呼ぶときはその担当者が1人でやって、あとの情報をそれぞれ両方の上司に流してやるということのほうが適切かなと考えております。また、それに加えて、多分主治医というのがいると思うんですよね。主治医との診察のときも主治医の都合を聞いて、担当者が一緒に行って、その様子も聞くと。それもまたいい方法じゃないかなと。ただ、主治医と面談するときには、当人は強気になります。担当者と話すときよりは逆に向こう側が、主治医の先生がついているからということで強気な発言をすることもあります。それは受け止め方で、その子の主張が出てきているということで捉えたらいいんじゃないかなと。僕は、一番管理の体制としていいのは、担当者と主治医、産業医の要するにスクラムというんですかね、それを組んで一日も早く復帰できるような体制を作ってやるということが必要じゃないかなと思います。余計なお世話かも分かりませんが、ぜひそういう対応をかかっていたいただければと思います。

それから、次に、長期欠勤者の取扱い制度ですね。民間と役場は若干違うかも分かりませんが、その制度を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、心的療養者に対する対応でございますけれども、現状は所管課と人事秘書課の両方で見守り、対応をしているということをお先ほど答弁させていただきました。それに対しまして、人事秘書課にて一括管理をしたらどうかと。また、なおかつ人事秘書課でも1人の担当が継続的に対応したらどうかということ。そして、その療養者が心療内科的などところにかかるときは同席もというような御提言をいただきました。確かに議員がおっしゃることも一理あるかと思っております。その心的要因で療養する者につきましても、その職場環境によるもの、あるいは全く個人的な資質によるもの、いろいろなケースがあるかと思っております。そのケース・ケースをよく見極めた上で、人事秘書課にて対応するのがいいのか、所管課が対応するのがいいのか、両方で心配するという姿勢を示していくのがいいのか、ケース・バイ・ケースで最もよいと思われる策を取り入れて対応していきたいと思っております。

それから、先ほどお尋ねの中で産業医のことについて触れられました。この機会に産業医のことについて報告をさせていただきたいと思っております。

産業医については、現在2人体制を取っておりまして、毎月の健康相談は2人の医師が交替にて行っております。この健康相談には、時間外勤務時間について月100時間以上、又は過去6か月の平均が80時間を超える職員を強制面談とするほか、希望者も



相談可能としております。また、休職者も相談できますので、手続で連絡を取る際に健康相談の開催日も案内をして、勧奨しているところがございます。

また、病気休暇又は休職中の職員の職場復帰に向けた対応として、産業医と連携を図り対応しております。個々の職員の相談や状態に応じつつ、所管課と調整しながら採用の方法を探り、対応をしているところがございます。個々の要因は様々であり、かつ複雑で困難なこともあり大変苦慮しつつではありますが、職場復帰に向けた支援に努力をしているところがございます。

それから、最後にお尋ねいただきました長期欠勤者の具体的な取扱い制度でございます。これについては、心身の故障による休職期間中の給与等につきましては、休職期間が1年に達するまでの間は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給しております。勤勉手当は、算定基準日に休職している場合は支給はいたしません。休職期間が2年目から3年目までの間は、全ての給与は支給はいたしませんけれども、愛知県市町村職員共済組合から傷病手当金が支給されるところでございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。その中でちょっと1つだけお聞きしますけれども、休職期間というのは勤続年数によって変わるんですかね。それをちょっと教えてください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 休職期間については、勤続年数に応じて変わるということはないです。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 一律ですか、休職期間は。それはどのぐらいの期間なんですかね、一律であれば。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 一律ということではございません。当該者の症状によって、お医者さんの診断書に基づいて、応じてということでございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） そうしたら、ずっと面倒を見てもらえるわけですね、その病気が続いたら。例えば60が定年だったら、例えば30ぐらいでそういう病気になって休み出しますよね。僕はそのことを聞いているんですよ、その期間を。例えば一般の会社でいうと、例えば何か月たったら退職だよという規定があるわけですが、それはないわけですか。ちょっと教えてください、分らんもんで。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 解雇の年限というのは決めがないというふうに思っておりますけれども、給料なりそれから傷病手当については3年が限度になるかと思っております。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 了解しました。じゃあ、3年限度だったら、僕が質問したのは3年だということだと捉えたいと思っています。

それから、次の質問は、復職後の取扱い。例えば、休職になったときの職場に復帰させるのか、本人の希望を聞いて配転するのかということなんですけれども、その考え方はどちらでしょう。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 復帰の際は、主治医からの復帰可能の診断書により、原則休職前と同じ部署へ復帰をすることになります。再発対策といたしましては、メンタルの不調には様々な要因があることから、所管課と連携し、産業医の助言をいただきながら本人に寄り添った対応に努めています。また、復帰後の諸状況、本人の希望等を勘案の上、定期異動のタイミングで他部署へ異動させることにより、心機一転新たな気持ちで職務に当たることができるような配慮をする場合もございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ちょっとしつこい質問かも知れませんが、今の回答の中で現職復帰させると、元の職場に復帰させるということで、都合が悪かったらほかへ回ると。そこで、例えば元の職場に戻ったときにまた問題になるというようなことは、今まで例はありましたですかね。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 復職して元の課に戻って、それが再発するということはありません。ありました。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 失礼しました。例えば、一般の会社でそういうことが往々にしてありがちなんですね。だから、どういう判断で現職復帰、どういう判断で例えば配転と。配転を異動の時期まで待つということをおっしゃったんですけれども、それじゃあ、僕は、本人をあまり救う道にはならないんじゃないかなと。やっぱり、元の職場に戻して、また再発するのは、その子の様子がある程度その子と付き合っていたら分かるはずなんですね、ある程度ね。だから、そこはやっぱり総務部長なり人事秘書課長なりが判断して、配転がいいという英断を下すほうが僕は最適だと思います。それはあくまでも私の意見ですので、そうしてくれというわけじゃないんですけれども、とにかくメンタルで休んだ人たちというのは、はっきり言って、主治医に、例えば傷病手当金が切れる1か月前に職場に戻りたいと言ってくるのが多いと思うんですよ。そのときは、無責任な言い方かも知れないけれども、職場復帰可能という診断書をすぐに書いてくれるんですよ。だから、その辺の見極めを、元の上司それから人事秘書課の所管の方がよく判断をしてやらないと、同じ過ちを繰り返すんじゃないかなと思います。その辺は僕の長年の経験をぜひ生かしてください。お願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、今の社会には、どこでもハラスメントという問題がついて回ると思います。ハラスメントというのは、受け取り方によってすごく違うわけですね。私がある女性にセクハラ的な言葉を言ったと。もう一人の人が同じ彼女にセクハラ的なことを言ったとしても、受け止め方で僕はペケ、こっちは丸ということもよくあるパターンですよ。ハラスメントというのは、どういうところで区切りをつけるかというのは非常に難しいと思います。やっぱり、そういう意味では、

この長期欠勤の原因にもなるハラスメントの実態ですね、その辺があると思いますので、役場内でもハラスメントの実態はあるのか、ないのか、はっきり教えていただければと思いますけど。よろしくお願いします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まずハラスメント、いろいろな種類がございますけれども、その相談窓口といたしましては人事秘書課にて行っており、様々な相談に対応しているというところがございます。ハラスメントの実態ということでございますけれども、本町では、幸田町職員のハラスメントの防止に関する要綱というのを定めておりまして、その中でハラスメントに関する苦情・相談があり、人事秘書課において必要と認めた場合は苦情処理委員会に処理を依頼する仕組みになっておりまして、3年前に1件この委員会にて処理した案件がございます。その後、現在に至るまで、苦情処理委員会を開催する必要があると認めるような案件はございませんでした。苦情処理委員会につきましては、今後も処理を必要とする案件があった際に開催することはもとより、人事秘書課においてアンテナを高くし、正確な状況把握に努めるとともに、相談しやすい雰囲気、受入体制の構築を心がけてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 質問の中に、僕は、相談窓口はあるのかということを知ろうと思っていたんですけども、今部長のほうからお答えいただきましたので、それは省くとして、ハラスメント委員会もあるということをお聞きしました。それで、あるのはいいんですけども、定期的に委員会を開催されているのか。これはたしか必要項目じゃなかったかなと思うんですけども、ハラスメント対策の。それと、もう一つ、それを全職員に、いついつハラスメント委員会を行いますという、要するに掲示をしているかどうか。それと、もう一つは、その委員会の結果報告を知らせるといふのと、ハラスメントの事例が出たときは、その事例の処理委員会をやって、それをみんなに知らせるといふことはやってみえるかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ハラスメント委員会という名称の委員会はございませんで、ハラスメントの防止に関する要綱で定めた苦情処理委員会というのがございます。案件がある場合にはそこにて協議をしているという状況でございます。その委員会の構成でございますけれども、委員長を副町長が務め、総務部長、人事秘書課長及び関係する部長の参加を求めて開催をしているというところがございます。協議の内容については、個人情報に関わる部分もございますので、全面的に公表するということはしておりません。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。役場の職員の方も300人ぐらいいらっしゃるんですよね、今は。それで、先ほどから質問してます、例えば精神的疾患による休業者も大体150人に1人ぐらい出るだろうというものがあります。先ほど聞くと4人だということで、ちょっと多いんじゃないかなという気がします。多いのと、これから町政を担っていただく若手が多いわけですね。だから、その辺を幹部の皆さんもよく留意して、ぜひ今後の町政を担う若手を育てていただきたいと思います。

それでは、次に移りますけれども、教育研修についてでございます。

今後の町政を担う特に若手・中堅層を育てるためには、教育研修というのは絶対必要だと思っております。僕が3年間見る限り、みんな仕事に多忙なんですかね、業務が。そんなやっているような風景はあまり見かけたことがありません。やっぱり、これは教育研修というのは時間内でやらさなければ、例えば定時を過ぎてからやるというのはボランティア的というのかな、そういう感じでやって、本当に勉強したい者がやるというのではあまり意味がないと思うんです。だから、職員のレベルを上げるためには、やっぱりそういう底上げが僕は大事だと思っております。それで、底上げしてもらって、それが町民のためにも役立つというようなことじゃないかなと思っております。

そこで、教育研修について御質問いたしますけれども、どのくらいの範囲で、数字的にいうと年に何回ぐらい、例えば1人の人が若手だったら何回ぐらい教育研修を受けてみえるのかなと、中堅の方が年間どのぐらい受けてみえるのかを、それが分かれば教えてください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、先ほどの若手職員の精神面に配慮した育成をという御提言をいただきました。これにつきましては、今までも十分留意はしているところですが、今回いただきました御提言を機に改めて肝に銘じて対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

それから、2番目の質問に入られました。職員研修を階層別にどのくらいの研修をしているかというお尋ねであるかと思えます。

階層別の研修については、まず第一に新規採用職員研修として前期・後期がございます。前期研修は、採用後すぐの4日間で、その内容といたしましては、特別職の講話、給与勤務条件、福利厚生、地方公務員制度について。また、地方自治、防災、公務員倫理の関係、文書の作成、人事評価制度、接遇、情報セキュリティとグループウェアの説明、財政・財務の話、幸田町の将来像、いわゆる幸田町の総合計画についてなど、地方公務員の知識として基礎的な内容の研修をいたしているところでございます。

後期研修については、採用後6か月経過後の2日間で、内容といたしましては、接遇、地方自治、地方公務員、地方財務についての講義等でございます。

次に、一般職員前期研修というのが、採用後4年から6年経過後、3日間で行われます。これにつきましては、公務員倫理、地方税財政制度、法制執務、地方公務員制度、地方自治制度について。

それから、一般職員の中期研修といたしまして、採用後7年から9年経過後の3日間で、地域の課題、創造性開発、法制執務、中堅職員の役割についてを。

一般職員の後期研修といたしまして、採用後10年以降で4日間、地域の課題、政策課題研究、中核職員の役割等について研修をいたします。

職位別では、新任係長研修を主任主査1年目以降3日間で、公務員倫理、地域の課題、リーダーの役割について。

それから、現任係長研修というものを、主任主査就任後3年目以降2日間で、職場の問題解決について。

それから、課長補佐研修を、課長補佐級に昇任直後の3日間で、5つのマネジメントスキル、地方分権時代の職員像、変革期における組織改革等について。

そして、課長研修を、課長級に昇任直後2日間で、マネジメント能力強化、官民役割分担とパートナーシップによる自治体経営、危機管理広報等について実施をいたしているところでございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。たくさんやっていますね。それは、ぜひ職員の方の実になるような研修となるようお願いしたいと思います。

次は、昨日、稲吉議員も質問をされていました新入教育の、すみません、役場には年間それぞれの教育スケジュールがあるのかということは今説明がありましたので、省略させていただきます。

次に、先ほど申し上げましたように、昨日、稲吉議員からも質問がありました新入者の教育についてであります。

ここ最近、役場の試験等が遅いということで、可否連絡も遅いということで、なかなかタイムスケジュールが合わないということで、事前教育研修はなされていないと。中途入社というんですかね、一般企業において今年新規に入られる方もあるので、なかなか時間が取れないということをおられたんですけども、僕は、それについてはやり方がほかにもあるんじゃないかなと思います。例えば事前に、例えばですよ、マネジメント云々というようなこのくらいの本があるんですね。僕も研修会で使っていたんですけども、それを全員に配って、事前にそれについての感想を書いて出ささいと、持っていくささいというところで、採用担当者が本人と話をしたりする中もやっぱり教育に入ると思うんです。それは集合で集めるんじゃない、ここで出してもらわなければならない。そういうやり方も検討されたら、いろいろな事前教育の糧になるものはいろいろあるんじゃないかなと。もう少しその辺を踏まえて検討していただければと思います。

それで、本題に入りますけれども、僕は、事前研修があったと職員の方から聞いているんですよ、昔は。確かにあれはよかったということです。ある事前打合せをするときに、なかなか難しいと、やるところがないと。特に新入者をいきなり僕は受付に出しているんじゃないかなと思ってましたけど、それは経験者が一緒になって立っていると、KYT方式でやっているというようなことを聞いたんですけども、そうすると結局それにつく人も、それに付きっきりじゃいかんですよ。ほかの仕事もあるわけだから、5時まで来客を受け付けて、終わってから仕事をやらないかと。そうすると時間外労働も増えるだろうし、また心労にもあまりよくないということだと思えますよ。だから、その辺は、僕は事前研修をやる方がいいのか悪いのか分かりませんが、いろいろ考えて入社前の扱いをうまく使って、そういう現在いる人の負担もかけないような態勢を作っていただければいいんじゃないかなと思います。もうやり方というのは、総務部長が自分で決めればいいんじゃないですかねと僕は思っています。こういうことを今年やってみよう、次はこれをやってみようということは。あまり皆さん方の意見を聞くと、これはまとまらないですよ。だから、教育研修は総務部長の所管で任されているのであれば、やっぱりそれを出してもらって、ぜひやっていただきたいなと思います。

僕は、できるんだったら先輩職員の方々から入社前教育は役に立ったよと、よかったよということをもう少し受け止めてもらって、何とか変わる方法を考えてもらうとか、例えば採用決定を前にもってくるとか、もっと。昔だったら年末ですかね、それぐらいにもってくと。よそに就職した人が入ってくるという人もいる。それは違う方法を考えてやるとか、いろいろな手があると思う。それを、ぜひ職員がよかったよということは継承してもらえないかなと思っています。それで、新入社員教育のところはそういうことで、ちょっと言葉足らずなんですけれども、ぜひそういうことをお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 入庁前の教育ということにつきましては、一昨日も稲吉議員のほうから同様のお尋ね、御提言をいただきました。以前やっていたものをやめたということについては、入庁前の開催ということで、個々の事情によって参加できる者、できない者がいるということの不公平感がいかなものかという理由によってやめてきたという経緯がございます。それはそれとして、重要な判断であったかなということは思っております。ただ、いろいろなやりようもあるじゃないかと、今の御提言の中では別に一斉に集めなくても課せる課題もあるというような御提言もいただきました。どういう道があるのかということは検討をさせていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後の質問になりますけれども、最後は町長にお尋ねします。

これからの町政を担う若手、中堅層に対して、教育研修の在り方について町長の思うところをぜひお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私ども管理職を含めまして、どうしてもいろいろな若い方々を指導しようとするときに、かつての自分が先輩方に教えていただいたこと、そして自分がその対応したときに正しいであろうということを基準にしながら、今も管理職の方々は指導等に当たっていると思います。しかしながら、かつては許されていたといいますか、あり得たようなことでも今はもうあり得ないというような時代が、生活がニューノーマルになってきたのでやれないと。生活指導だとか、いろいろな仕事の教え方でも、先ほども言葉がありました、パワハラだとかセクハラという言葉をお借りしますと、そういったことは今は考えられない時代になっているところでございます。

若い方々は、高卒・大卒、もちろん氷河期時代の方々も採用させていただいておりますけれども、特に高卒や大卒の方々は、自分の仲間たちだけで集まってきた時代を終えて、いきなり職員として住民の窓口には様々なお客様と対応する中で、本当にいろいろなしわ寄せといいますか、びっくりすることが多いと思っております。私としては、少しでも早く自分の部屋から出て、外の空気を体験していただくような機会を多くすべきであるという考え方であります。「清濁併せ呑む」ということはありますけれども、きれいな水とそして汚い水といいますか、そういった臭いだとか味わいを早く感じていただかないと、管理職になったときにびっくりするような体験値を得て、なかなかうまくア

ドバイスができないということのおそれがあります。そういった中で私は、人事異動等もステップアップのためにやっていくというような形で進めておりますけれども、やっぱり教育委員会から建設部になって、また人事になったり、住民窓口になったときに、部課を異動するごとに、今は住民の方々はとても専門性の高い御質問等もいただくので、簡単に替わってもとても勉強しないとついていけないという時代が来ているということでもあります。

私もその辺のところを十分注意したいと思っておりますけれども、昨日もちよっと言わせていただきましたけれども、やはりコロナ、これが一番影響が大きいと思っております。責任を感じております。一人一人の負担や事務配分が大変不均衡になっていると思っております。あるときは国の指針で、子育てや住民の方々に定額給付金だとかいろいろなものを早く配付しろと。私も職員に対してもっと早くできないのかとか、そういった圧力もかけてしまいますけれども、そこにまた国以外の基準でシステムを作って交付したらいいじゃないかとか、いろいろ様々な幸田町独自の住民要望にも応えていかななくてはならない。また、産業振興の分野でも、うまいもんチケットを発行しようと思えば、商工会のどのお店と組んでいけばいいとか、新しいシステム。そして、また中小企業への利子補給、それから家賃保証。様々な場面でいろいろなシステムを使っていかななくてはいけないので、そのたびごとにすぐに緊急性のある事態なので考えていかななくてはならないというようなことで、かなりの負担をかけているところでございます。

特に私が注視しているのは、キャンセル、日程変更に対する住民の方々から様々な要望をいただいている。一人一人の方々に応えていくと、とても同一的な扱いができなくなっている。キャンセル又は期限変更に対する日程調整、これは本当に担当職員としてはストレスがたまっているのではないかなと思っております。それをコロナのせいというわけではありません。間違いなく今は健康課のほうが、全職員の体制も応援しておりますけれども、1月から毎日休むことなく公共施設接種でワクチンのために日頃よりいろいろな工夫をされているということについても、私もしっかりとそういった組織の不均衡を是正しなくてはならないと思っております。

今、議員からお話がありましたように、組織体制、事務の配置等において、私の最終的な決裁権者としても不備があるということは十分認めなくてははいけません。そういった意味で、休職者に対するケアの体制、そしてまた相談体制、そしてまた研修体制の充実に向けて、今後十分必要な措置を講じる必要があるという認識でありますので、改善を少しでも早めて、御指摘のないような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 最後に申し訳ないんですけども、おわびいたします。

今日の質問はソフト面というか、人との関係が多いものですから、どうしても私は感傷的になりまして申し訳ありませんでした。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木 一君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は3月4日、金曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を3月8日、火曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでした。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午前10時59分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和4年3月2日

議 長

議 員

議 員